

令和4年度第1回 西三河南部西構想区域 地域医療構想推進委員会 会議録

1. 日時

令和4年9月16日（金） 午後2時から午後3時まで

2. 場所

刈谷市総合文化センター 5階 501～503 講座室

3. 出席者

別添出席者名簿のとおり

4. 傍聴人

2名

5. 議事等

(1) 議題

ア 非稼働病棟を有する医療機関の今後の見通しについて

- ・西尾市民病院
- ・医療法人大朋会 刈谷整形外科病院

(2) 報告事項

- ア 外来機能報告制度・紹介受診重点医療機関について
- イ 公立病院経営強化プランについて
- ウ 回復期病床整備事業、病床規模適正化事業について
- エ 令和3年度病床機能報告結果について

6. 会議の内容

○事務局（衣浦東部保健所 川口次長兼総務企画課長）

それでは定刻となりましたので、令和4年度第1回西三河南部西構想区域地域医療構想推進委員会を始めさせていただきます。皆様、本日はご多用のところ、ご出席いただきましてありがとうございます。わたくしは本日の会議の進行を務めます、衣浦東部保健所次長の川口と申します。どうぞよろしく願いいたします。はじめに、衣浦東部保健所 丸山所長よりご挨拶を申し上げます。

○事務局（衣浦東部保健所 丸山所長）

愛知県衣浦東部保健所長の丸山でございます。本日はお忙しい中、西三河南部西構想区域地域医療構想推進委員会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日ごろから本県の保健医療行政の推進にご理解とご協力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、BA.5 対策強化宣言が9月30日まで延長され、基本的感染防止対策の強化・徹底がされているところですが、病床使用率は70%を超え、大変厳しい状況が続いております。委員の皆様方におかれましても、非常に厳しい状況の中ご出席いただき、感謝申し上げます。

本日は、「非稼働病床を有する医療機関の今後の見通しについて」を議題にしております。該当する医療機関からご説明をいただく予定となっております。また、県保健医療局 医療計画課から、報告事項として、外来機能報告制度・紹介受診重点医療機関についてなど5項目について、説明がございます。限られた時間ではございますが、忌憚のないご意見をいただきたいと存じます。どうぞよろしく願いいたします。

○事務局（衣浦東部保健所 川口次長兼総務企画課長）

ありがとうございました。それでは、これから会議に入りたいと存じますが、会議に先立ちまして、資料の御確認をお願いいたします。本日の資料はお手元の配布資料一覧のとおりです。まず、事前に配布させていただきました資料ですが、「会議次第」、「愛知県地域医療構想推進委員会開催要領」、「資料1-1 西三河南部西構想区域における非稼働病棟を有する医療機関について（令和2年県独自調査結果）」、「資料2 外来機能報告制度・紹介受診重点医療機関について」、「資料3 公立病院経営強化プランについて」、「資料4 回復期病床整備事業のご案内について」、「資料5 病床規模適正化事業のご案内について」、「資料6 令和3年度病床機能報告結果について」でございます。

続きまして、本日配布させていただいた資料でございますが、「出席者名簿」、「配席図」、「資料1-2 非稼働病棟の今後の対応について（西尾市民病院）」、「資料1-3 非稼働病棟の今後の対応について（医療法人大朋会 刈谷整形外科病院）」でございます。不足があります方、資料をお持ちでない方がいらっしゃいましたらお申し出いただきたいと存じます。不足等はありませんでしょうか。

なお、本日配布いたしました資料のうち、「資料1-2 非稼働病棟の今後の対応について（西尾市民病院）」、「資料1-3 非稼働病棟の今後の対応について（医療法人大朋会 刈谷整形外科病院）」の2つについては、会議終了後に回収させていただきますので、お帰りの際は机の上に置いてお帰りいただきたいと存じます。

続きまして、本来であれば、本日御出席をいただきました委員の皆様を御紹介すべきところですが、時間の関係もありますので、お手元の「出席者名簿」及び「配席図」をもちまして、御紹介に代えさせていただきますと存じます。次に、報道機関でございますが、本日の出席はございません。また、傍聴人でございますが、本日は2名おられますので、ご報告いたします。傍聴人におかれましては、お手元の傍聴人心得を遵守してくださるようお願いいたします。

次に委員長を選出について、でございます。この会議の委員長につきましては、愛知県地域医療構想推進委員会開催要領第3第4項により、「委員長は、委員の互選により定める」とされています。そこで、事務局といたしましては、刈谷医師会長の世古口様を委員長に推薦

したいと思いますが如何でしょうか。

○委員

「意義なし」の発言

○事務局（衣浦東部保健所 川口次長兼総務企画課長）

ありがとうございます。皆様の総意ということで、委員長は世古口様にお願いしたいと存じます。それでは世古口様、お願いをいたします。

○委員長（刈谷医師会長 世古口会長）

皆様こんにちは。刈谷医師会長の世古口です。着座にて失礼いたします。この委員会の委員長を務めさせていただきます。初めて担当しますので、不手際がございましたら申し訳ございません。円滑に議事を進めて参りたいと思いますので、皆様方の御協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは議事に入ります前に、公開・非公開の取り扱いについて事務局から説明をお願いします。

○事務局（衣浦東部保健所 川口次長兼総務企画課長）

本委員会は、愛知県地域医療構想推進委員会開催要領第6第1項におきまして、原則公開としておりますが、議題1につきましては、愛知県情報公開条例第7条に規定する不開示情報が含まれておりますので非公開といたしまして、それ以外は公開とさせていただきます。

○委員長（刈谷医師会長 世古口会長）

それでは続きまして、委員会の成立について事務局から報告をお願いいたします。

○事務局（衣浦東部保健所 川口次長兼総務企画課長）

本委員会の委員の人数は22名でございます。現在の出席委員は19名、うち委任状による代理出席が3名でございます。また、欠席委員は3名でございます。過半数に達しておりますので、愛知県地域医療構想推進委員会開催要領第5第5項に基づき、本委員会が有効に成立したことを報告いたします。

○委員長（刈谷医師会長 世古口会長）

それでは、議題に入りたいと思います。はじめに、議題1「非稼働病棟を有する医療機関の今後の運用見通しについて」です。議題1は非公開となりますので、傍聴人の方は退室をお願いいたします。

-----これより非公開-----

○委員長（刈谷医師会長 世古口会長）

これより公開いたします。傍聴人を入室させてください。それでは、報告事項にうつります。報告事項1「外来機能報告制度・紹介受診重点医療機関について」事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（保健医療局健康医務部医療計画課 福島課長補佐）

日ごろから、皆様方におかれましては、保健医療につきまして、多大なるご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。報告事項（1）「外来機能報告制度・紹介受診重点医療機関について」につきまして、ご説明させていただきます。お手元の資料2「外来機能報告・紹介受診重点外来について」をご覧ください。

資料左上段となりますが、昨年、令和3年5月に「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」が成立・公布されまして、地域の医療機関の外来機能の明確化・連携に向けて、データに基づく議論を地域で進めるため、外来機能報告等が医療法に位置づけられ、本年度、令和4年4月1日から施行となりました。

この法律の具体的な内容としたしましては、①といたしまして、対象医療機関（病院又は有床診療所）が都道府県に対しまして、外来医療の実施状況を報告（外来機能報告）します。②といたしまして、外来機能報告を踏まえ、「地域の協議の場」におきまして、外来機能の明確化・連携に向けて必要な協議を行います。③といたしまして、協議の中で「医療資源を重点的に活用する外来」を地域で基幹的に担う医療機関として、「紹介受診重点医療機関」を明確化、いわゆる公表をいたします。

これは、患者が医療機関を選択するに当たり、外来機能の情報が十分得られず、また、患者にいわゆる大病院志向がある中で、一部の医療機関に外来患者が集中し、患者の待ち時間や勤務医の外来負担等の課題が生じていることから、患者の流れの円滑化を図るため、「医療資源を重点的に活用する外来」の機能に着目し、「紹介受診重点医療機関」を明確化することとしたものでございます。

「医療資源を重点的に活用する外来」でございますが、NDBデータ（いわゆるナショナルデータベース）で把握できる項目とし、国が示しています例示といたしましては、医療資源を重点的に活用する入院前後の外来（悪性腫瘍手術の前後の外来など）、高額等の医療機器・設備を必要とする外来（外来化学療法、外来放射線治療など）、特定の領域に特化した機能を有する外来（紹介患者に対する外来など）となっております。

資料左下側のイメージ図をご覧ください。イメージ図左側にあります「かかりつけ医機能を担う医療機関」が右側にあります「紹介受診重点医療機関」に外来患者を紹介することで、「医療資源を重点的に活用する外来」を基本とする医療機関を明確化し、病院の外来患者の待ち時間の短縮、勤務医の外来負担の軽減などを図っていくものでございます。

なお、「紹介受診重点医療機関」を協議する「地域の協議の場」につきましては、皆様方に所属いただいています、この地域医療構想推進委員会を活用することが可能となっております。

資料右上に移りまして、「紹介受診重点医療機関」の基準をご説明いたします。国が作成した、外来機能報告等に関するガイドラインによりますと、医療機関の意向が第一であることが原則であり、「医療資源を重点的に活用する外来に関する基準（重点外来基準）」といたしまして、初診のうち「医療資源を重点的に活用する外来」が40%以上かつ、再診のうち「医療資源を重点的に活用する外来」が25%以上となります。

「紹介率及び逆紹介率の基準」でございますが、紹介率50%以上かつ逆紹介率40%以上となります。

「地域の協議の場」での協議の方法でございますが、医療機関の意向と重点外来基準を踏まえ、地域医療構想推進委員会におきまして、紹介受診重点医療機関とするかの協議を行っていただきます。医療機関の意向と地域医療構想推進委員会での結論が最終的に一致したものに限りまして、「紹介受診重点医療機関」とし、県において公表を行います。

「紹介受診重点医療機関」の選定につきましては、「重点外来基準」を満たし、医療機関が意向を有する場合は、「紹介率及び逆紹介率の基準」を参考に「紹介受診重点医療機関」とします。「重点外来基準」は満たさないが、医療機関が意向を有する場合は、「紹介率及び逆紹介率の基準」を参考に協議を行います。「重点外来基準」は満たすが、医療機関が意向を有しない場合は、「紹介率及び逆紹介率の基準」を参考に1回目の地域医療構想推進委員会で協議を行い、2回目の地域医療構想推進委員会に向けて改めて意向を確認します。

紹介受診重点医療機関選定に関する主なスケジュールでございますが、9月頃に国から対象医療機関へ外来機能報告の依頼がされ、12月頃、国から県に集計とりまとめが提供され、1月から3月頃に地域医療構想推進委員会で協議を行い、その後「紹介受診重点医療機関」を公表します。

最後になりますが、地域医療構想の推進につきましては、委員の皆様方の役割が大変重要であると認識しております。今後とも、皆様方と十分な連携・情報交換を図り、地域医療構想の推進を積極的に進めてまいりたいと考えておりますので、ご協力の程、よろしく願いいたします。説明は以上でございます。

○委員長（刈谷医師会長 世古口会長）

ありがとうございました。ただいまの説明に対し、御質問・御意見はございますでしょうか。

<質問・意見なし>

○委員長（刈谷医師会長 世古口会長）

それでは、つづきまして報告事項2「公立病院経営強化プランについて」事務局から説明

をお願いします。

○事務局（保健医療局健康医務部医療計画課 福島課長補佐）

引き続き、報告事項（2）「公立病院経営強化プランについて」につきまして、ご説明させていただきます。お手元の資料3「公立病院経営強化プランについて」をご覧ください。

「公立病院経営強化プランの概要」につきましては、令和4年3月に総務省から全ての公立病院に対しまして、持続可能な地域医療提供体制を確保するため、具体的には、限られた医師・看護師等の医療資源を地域全体で最大限効率的に活用するという視点を最も重視し、新興感染症の感染拡大時等の対応という視点も持って、公立病院の経営が強化できるよう、令和4年度又は、令和5年度中に「公立病院経営強化プラン」を策定することとされました。

資料中ほどにございます「公立病院経営強化プラン」の内容でございますが、持続可能な地域医療提供体制を確保するため、地域の実情を踏まえつつ、必要な経営強化の取組を記載することとされており、「(1)役割・機能の最適化と連携の強化」、「(2)医師・看護師等の確保と働き方改革」、「(3)経営形態の見直し」、「(4)新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組」、「(5)施設・設備の最適化」、「(6)経営の効率化等」といった取組を具体的に記載します。

また、「公立病院経営強化プラン」は、地域医療構想との整合性についても言及しており、総務省が作成する「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」において、都道府県は、公立病院が「公立病院経営強化プラン」を策定するにあたり、策定段階から地域医療構想調整会議の意見を聞く機会を設けることなどを通じて、地域医療構想や医師確保計画等との整合性を確認することを求めています。

なお、西三河南部西構想区域では、「公立病院経営強化プラン」の該当病院は、碧南市民病院様、西尾市民病院様の2病院となりまして、地域医療構想推進委員会で内容をご協議いただきます。説明は以上でございます。

○委員長（刈谷医師会長 世古口会長）

ありがとうございました。ただいまの説明に対し、御質問・御意見はありますでしょうか。

<質問・意見なし>

○委員長（刈谷医師会長 世古口会長）

それでは次に参りたいと思います。続きまして、報告事項3「回復期病床整備事業、病床規模適正化事業のご案内について」事務局から説明をお願いします。

○事務局（保健医療局健康医務部医療計画課 福島課長補佐）

引き続き、報告事項（3）「回復期病床整備事業、病床規模適正化事業について」につきまして、ご説明させていただきます。お手元の資料4「回復期病床整備事業の御案内につい

て」及び資料5「病床規模適正化事業の御案内について」をご覧ください。

最初に資料4「回復期病床整備事業の御案内について」でございます。愛知県では、2025年に向けて不足が見込まれます回復期機能の病床の充実を図ることを目的といたしまして、回復期病床への転換・新設に必要な経費の一部を助成する「回復期病床整備事業費補助金」を実施しております。

補助対象者は、医療機関の開設者等で、補助率が1/2、基準額が施設整備の場合、新築・増改築で1床当たり502万2千円、改修で1床当たり350万8千円、設備整備の場合、1床当たり50万円となっております。

対象経費といたしましては、既存の病床を回復期病床へ転換するため、又は、回復期病床を新たに設置するために必要な工事費や医療機器等の購入に要する費用などとなっております。

次に資料5「病床規模適正化事業の御案内について」でございます。愛知県では、病床規模の適正化に伴い、不要となる病棟・病室等を他の用途へ変更するために必要となる施設及び設備を整備する費用の一部を助成する「病床規模適正化事業費補助金」を実施しております。

補助対象者は、医療機関の開設者等で、補助率が1/2、基準額が改修による施設整備の場合、1床当たり187万1千円、設備整備の場合、1床当たり50万円となっております。

対象経費といたしましては、病床規模の適正化に伴い不要となる病棟・病室等を他の用途へ変更するために必要な工事費や備品の購入に要する費用などとなっております。

これら「回復期病床整備事業費補助金」及び「病床規模適正化事業費補助金」は、地域医療構想を達成する上で、重要な助成事業であり、この地域医療構想推進委員会で適当である旨の意見が付された場合に助成することとなっております。

なお、第1回の計画受付をこの6月1日に締め切ったところでございますが、今回、この西三河南部西構想区域では、回復期病床整備及び病床規模適正化に関する医療機関からの申請はございませんでした。

本県の回復期病床は、令和3年度病床機能報告（令和3年7月1日現在）では、8,491床となっており、2025年の必要病床19,480床には未だ達していない状況でございます。（西三河南部西構想区域 858床（必要病床889床））

第2回の計画受付を10月から11月頃に予定しておりますので、委員の皆様方におかれましては、関係機関等への周知につきまして、ご協力を何卒よろしくお願い申し上げます。説明は以上でございます。

○委員長（刈谷医師会長 世古口会長）

ありがとうございました。ただいまの説明に対し、御質問・御意見はございますでしょうか。

<質問・意見なし>

○委員長（刈谷医師会長 世古口会長）

それでは続きまして、報告事項4「令和3年度病床機能報告の結果について」事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（保健医療局健康医務部医療計画課 福島課長補佐）

引き続き、報告事項（4）「令和3年度病床機能報告結果について」につきまして、ご説明させていただきます。お手元の資料6「令和3年度病床機能報告結果について」をご覧ください。

この資料は、令和3年度病床機能報告結果を整理したものでございます。資料1ページの上段が、令和3年度の病床機能報告の状況でございまして、資料の下段につきましては、参考といたしまして、令和2年度・前年度の報告結果をそれぞれお示しさせていただいております。それぞれ、左右に表がございまして、左側が報告年度の7月1日時点の状況、右側が2025年7月1日時点の病床機能の予定を集計したものでございます。

西三河南部西構想区域の状況でございまして、資料1ページの左上の表をご覧くださいますと、令和3年度の病床数は4,646床と前年度から58床減床しております。

なお、2025年には団塊の世代の方が75歳以上となり、必要と見込まれる回復期病床につきまして、医療機関の病床機能転換等によりまして、令和3年度は858床と前年度から77床増加しております。

西三河南部西構想区域におけます、病床の詳しい内訳といたしまして、資料2ページ及び3ページに医療機関毎の病床機能を記載してございます。

個々の医療機関についての説明は、時間の都合もございまして、誠に申し訳ございませんが省略させていただきます。

資料4ページ以降につきましては、医療機関における病棟毎の状況を記載しております。資料4ページから6ページは前年度・令和2年度の病院の病棟毎の状況、資料7ページから9ページは令和3年度の病院の病棟毎の状況、資料10ページは前年度・令和2年度の有床診療所の状況、資料11ページは令和3年度の有床診療所の状況をそれぞれ記載してございます。

詳細につきましては、本日は説明を省略させていただきますが、資料の内容に疑義等がございましたら、愛知県保健医療局健康医務部医療計画課までお問い合わせください。

また、各医療機関の個票につきまして、医療計画課のホームページに掲載されておりますのでご覧ください。説明は以上でございます。

○委員長（刈谷医師会長 世古口会長）

ありがとうございました。ただいまの説明に対し、御質問・御意見はございますか。

<質問・意見なし>

○委員長（刈谷医師会長 世古口会長）

それでは、最後に全体を通して、御意見・御質問等がありましたら、よろしく願いいたします。

○委員（デンソー健康保険組合 永井常務理事）

デンソー健康保険組合の永井と申します。医療側の立場ではなくて、保険者という立場なので、医療機関の皆様には日頃お世話になって大変感謝をいたしております。医療機関側の視点がございますし、経験もございませんので、とんちんかんなことも言うかもしれませんが、保険者の立場でこの地域に多くの加入者を我々は抱えていて、みんなが病気になれば安心安全に診療を受けさせてもらえて、まずは感謝しかないのですが、この地域医療構想というくらいなので、いわゆる中核および大病院のみなさん、それから医師会の中に入っておられる医療機関のみなさんが連携して、この地域全体の医療をどう支えていくかという構想がどんなものなのかが、実は詳細がわからないまま、今日のような会議だと、各論でどここの病院の病床がどうだとかいう話のみになってしまうので、保険者サイドからすると、どういう医療構想をこの地域は目指していくのかという、そのシナリオなりビジョンみたいなものが、できれば次回の会議とかそういったところでご紹介いただくと、この地域に住む人がどんな安心な暮らしを期待できるのか、そういったことがもう少し何かご紹介いただけるようなことがあると、地域医療構想の推進委員会というこの委員会の存在感が高まるのではないかと思いますので、ぜひそういったことを可能であれば、ご紹介いただけるようなこともご検討いただければと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

○委員長（刈谷医師会長 世古口会長）

ありがとうございました。わたくし自身も今回の担当が初めてなものですから、実際の内容が、詳細と申しますか、資料が配られる中で実際のところ、今おっしゃられたように、少し想像をしているだけでございますけれども、今後、また来年等々も開催されることと思えますので、その辺のことも少し説明していただいて、ふれていただけるとよろしいのではないのでしょうか。事務局の方はよろしかったでしょうか。

○事務局（衣浦東部保健所 丸山所長）

おっしゃることはごもっともでございますので、また地域医療構想および地域医療計画等について、わかりやすく次回は説明させていただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

○委員長（刈谷医師会長 世古口会長）

ありがとうございました。他にございましたでしょうか。

ありがとうございました。これで、予定をしておりました議事を終了いたします。各委員の皆様、御協力をいただきまして、ありがとうございました。それでは、事務局にお返しいたします。

○事務局（衣浦東部保健所 川口次長兼総務企画課長）

世古口様、どうもありがとうございました。これもちまして、「令和4年度 第1回 西三河南部西構想区域 地域医療構想推進委員会」を終了いたします。なお、本日の会議録につきましては、発言内容を御確認させていただいた上で、議題1を除き当保健所のホームページで公開する予定です。最後に、本日配布させていただきました「資料1-2」及び「資料1-3」につきましては、回収をさせていただきますので、机の上に置いてお帰りください。お帰りに際しましては、交通事故には十分お気を付けください。どうもありがとうございました。